

大田区における自殺対策の取り組み

分野	事業名	事業概要	令和4年度実績	自殺対策（生きる支援）につながる取り組み			担当課	
				内容	今後の課題	令和5年度の取り組み		
	精神保健福祉講座	区民の精神保健の保持及び向上を図るため、精神疾患等についての講座を開催する。	(大森) テーマ：依存症（2日制） 参加者数（延べ）：53人	うつ病・統合失調症などの知識や、家族等身近な人の対応について啓発することで、自殺を予防する。	区民はアルコールのみならず、ギャンブル・スマホ依存へも関心があることがアンケートから分かった。R5年度の講座に反映させる。	継続実施	地域健康課	
			(調布) 実施なし（隔年開催のため）			令和5年度うつ病をテーマに開催する。		隔年で実施計画。 令和5年度にうつ病をテーマに実施予定。
			(蒲田) テーマ：ひきこもり（1日制） 参加者数：43人			令和4年度から、ひきこもりをテーマに開催。（調布地域健康課とテーマ交換） SAPOTAやフラットおおた等と連携開催し、周知を行う。		令和5年10月21日（土）午後、ひきこもりの講座を開催予定。
			(糀谷・羽田) テーマ：統合失調症（2日制） 参加者数（延べ）：35人			精神疾患を持つ人は自らSOSを発信することができず、自殺につながる可能性がある。家族が疾病や対応について理解を深めることは、早期に医療機関や保健所等の専門機関へ相談につながるために重要である		隔年、統合失調症をテーマに開催（R5年度は実施なし）
こころの健康づくり	精神保健福祉相談	区民の精神保健の保持及び向上を図るため、精神疾患患者や家族、地域、関係機関からの相談を受ける。	(大森) 27回実施 延べ81人	精神科医が、精神的な問題で悩みを抱える方、家族等からの相談を受け、必要に応じて受診勧奨等を行う。	昨年度と比べ回数が1回分増えたこともあるが、児童・思春期相談の実数が倍増した。本人のみならず支える家族の支援もすることで、家族全体の健康を維持することを目指す。	継続実施	地域健康課	
			(調布) 26回実施 延べ60人			多様化する相談ニーズに対応できるよう複数の医師を確保。SAPOTA出張相談やアウトリーチ事例の相談の場として柔軟に活用した。		年27回開催予定
			(蒲田) 25回実施 延べ74人			多様化・複雑化する精神問題に対応できるように相談医師を確保することが求められている。		継続実施。
			(糀谷・羽田) 15回実施 延べ29人			本人の他、家族や関係機関からの相談も多く身近な精神保健相談窓口として機能している。今後も関係機関とも連携を図り相談の場を有効活用していく。		継続実施
	保健師個別相談	区民の精神保健の保持及び向上を図るため、精神疾患患者や家族、地域、関係機関からの相談を受ける。	(大森) 訪問 延べ362件 面接 延べ777件 電話 延べ4,535件	保健師が、精神的な悩みを抱える方、家族、地域住民、関係機関等からの相談を受け、治療や地域での生活を支援する。 また、8050問題*に関連するひきこもり事例については、福祉部と連携して対応する。 *引きこもり状態にある50代の子どもの生活を、80代の親が支えるという社会問題	多様化する問題に対応できるよう、日ごろから対応スキルの向上を図るとともに、精神保健福祉士との連携・他機関との連絡調整を行う。	継続実施	地域健康課	
			(調布) 訪問 延べ459件 面接 延べ555件 電話 延べ4,894件			他部署、他機関との連携をより強化し、多様化するメンタルヘルスの相談に組織横断的な支援展開をする。		令和5年度より重層的支援事業の本格実施される。
			(蒲田) 訪問 延べ439件 面接 延べ782件 電話 延べ3417件			精神保健福祉相談でのカルテ相談や困難事例検討会でケース支援を学び、多様化・複雑化する精神問題に適切に対応することが求められる。		継続実施。
			(糀谷・羽田) 訪問 延べ277件 面接 延べ288件 電話 延べ1096件			本人だけでなく家族も含めた複雑な問題を抱えるケースも多くなっている。精神保健福祉相談や事例検討会を活用する他、関係機関と連携しながら迅速で適切な対応をしていく必要がある。		継続実施

分野	事業名	事業概要	令和4年度実績	自殺対策（生きる支援）につながる取り組み			担当課
				内容	今後の課題	令和5年度の取り組み	
未遂者支援	未遂者支援事業	救急病院等へ搬送された未遂者が再企図しないよう本人、家族、地域、関係機関からの相談を受ける。	再企図を防止するため、救急搬送先医療機関へ自殺未遂者支援用パンフレットを送付し、未遂者への支援先周知を依頼した。	自殺未遂者、家族、関係機関などからの相談を受け、必要な支援につなぐことで再企図を防止する。	関係機関との連携し、必要な支援につなぐ体制を構築する必要がある。	区内大学病院と連携し、自殺未遂で救急搬送され、本人もしくは家族の同意が取れた方へ、保健師が直接支援を実施する体制を整備する。	健康づくり課
	23条通報者の情報整理と活用	自傷他害の恐れのある人を警察官が保護し、必要と判断された場合、精神科医師の診察を受けさせる制度。（精神保健福祉法23条/警察官通報）	警察からの情報を地域健康課と共有。診察結果を照会し情報共有し、必要時個別支援を行った。	精神保健福祉法23条（警察官通報）は、自傷他害の恐れのある人を保護し、適切に医療につなげるための制度であり、その情報を活用することで、自殺企図のある人を把握し、支援することが可能となる。	自傷他害のリスクが高い人を把握し、必要な支援を提供するため、関係者と情報共有する必要がある。	搬送先医療機関や警察と連携し対応する。	
遺族支援	遺族支援「わかちあいの会」	大切な家族を自死（自殺）で亡くなった方々がつどい、それぞれの体験や気持ちを安心して語り合い、聴き合う場を設定する。	参加人数（延べ） 遺族ミーティング：5回実施 16人 支援者向け交流会：1回実施 4人	家族がづらい体験や気持ちを安心して語り合い、聴き合うことで家族のこころの回復を促す。	より多くの対象者への効果的な支援を検討する。	令和4年度で終了 戸籍住民課等で配布している遺族向けリーフレットに、遺族支援の相談窓口を掲載し、より多く遺族に情報を提供する。	健康づくり課
周知・啓発	図書館でのメンタルヘルス展示	区民が多く利用する図書館で、メンタルヘルスや自殺予防の展示をしてもらい、普及啓発を推進する。	時期：令和5年3月 会場：蒲田駅前図書館	図書館が独自にパネル等を作成し、関連図書を紹介とともに展示することで、図書館を訪れた区民に広く啓発できる。	引き続き、3月の自殺対策強化月間に合わせ、図書館と連携して啓発を行う。	継続実施	健康づくり課
	区報、ホームページ等による普及啓発	区報、ホームページ、ツイッターなどで、メンタルヘルスや自殺対策を周知する。	○大田区ホームページの自殺総合対策情報に、ゲートキーパー講座等を案内し、同時に区報等でも案内した。 ○長期休みや年末年始前後の自殺リスクが高いとされる時期にツイッターにて相談窓口を周知を行った。	メンタルヘルスや自殺対策、相談機関窓口一覧について区報・ホームページなど、様々な媒体を通して区民に周知する。	若者や勤労者など、自殺の重点対策の対象者への効果的な情報提供を検討する必要がある。	継続実施	
人材育成	ゲートキーパー基礎講座	身近な人の悩みに気づいて声をかけ、話を聴き、必要な支援につなげる「ゲートキーパー」を養成する。	区民向け基礎編：2回実施 79人参加 区民向け応用編：2回実施 42人参加 支援者向け：1回実施 17人参加 スクールカウンセラー向け：2回実施 114人参加 区職員研修にて、動画を活用した研修を実施した。	自殺対策の大きな柱となる「ゲートキーパー」を養成する。	対象者別の開催とし、対象者の特性に合った内容で実施した。ゲートキーパーとしての役割を理解し、実践できる内容での実施を継続する必要がある。	区民向け講座においては、基礎編・応用編の枠組みを廃止し、1回の受講で相談者への基本的な対応方法が習得できるよう講座を再編し実施する。	健康づくり課
	民生委員のゲートキーパー養成講座受講促進	民生委員に対して、ゲートキーパー講座への参加を依頼し、通報・相談などの連携体制を構築する。	基礎編 8人（2回開催） 応用編 2人（2回開催） 平成23年度からの累計 基礎編 108人 応用編 47人	地域区民の良き相談相手となっている民生委員が、日頃の活動の中で相手のサインに気付くことで、生きる支援につなげる。	民生委員が受講しやすくなるよう、周知時期、申込期間、開催日程について、講座の担当課や民生委員協議会との調整を図る。	今後も継続的に取り組んでいく。	福祉管理課
	出前型ゲートキーパー講座	自治会・町会、民生委員、企業などの求めに応じて、その拠点に向き、ゲートキーパー講座を開催することで、養成促進を目指す。	健康経営事業所に向けた出張健康教育のコンテンツに、こころの健康とゲートキーパーを追加し、依頼があった際に対応できるよう整備し4事業所へ実施した。	出前型講座を行うことで、より多くの区民、支援者に「ゲートキーパー」になってもらい、自殺対策を推進する。	地域の団体や企業に加え、区内の高校や大学・専門学校など若者に対しても働きかけていく。	区内大学の新生入生に対し、出前講座を実施する。	健康づくり課
	ゲートキーパー手帳作成・配布	ゲートキーパー講座で活用できる区独自のテキストを作成し、講座等で活用する。	ゲートキーパー基礎講座、区職員研修等で配布した。	区の自殺の現状、ゲートキーパーの役割だけでなく、相談窓口一覧が一冊にまとめられているため、相談機関に紹介する際に活用できる。	引き続き、説明媒体として活用する。	継続実施	

分野	事業名	事業概要	令和4年度実績	自殺対策（生きる支援）につながる取り組み			担当課
				内容	今後の課題	令和5年度の取り組み	
ネット ワーク	大田区自殺対策戦略本部会議 大田区自殺対策庁内連絡会議 大田区自殺総合対策協議会	地域における関係機関との連携体制を確立し、区の実情に応じた効果的な自殺総合対策を推進するための会議を行う。	大田区自殺対策戦略本部 10月13日 大田区自殺対策庁内連絡会議 10月（書面開催） 大田区自殺総合対策協議会 10月20日	地域における関係機関との連携体制を確立し、区の実情に応じた効果的な自殺総合対策を推進する。	大田区の自殺対策計画の進捗状況を確認しながら、計画を着実に推進する必要がある。	大田区自殺総合対策協議会 10月24日	健康づくり課
	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築事業	精神障がい者があっても、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健・医療・福祉等の関係者が集い、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する。	精神保健福祉地域支援推進会議 全体会 1回開催 コア会議 3回開催	令和元年度、保健、医療、福祉等の関係機関による協議の場「大田区精神保健福祉地域支援推進会議」を設置した。長期入院患者の地域移行等、精神障がい者が地域で安心して暮らすことができる体制づくりについて協議を開始した。	当事者・家族・支援者・地域の方のニーズに沿った行政サービスを提供できるよう、既存の啓発活動（研修・講座等）、既存媒体（区HP、冊子など）の見直しや長期入院患者の地域移行に向けた支援について福祉部等と検討を進める。	全体会1回、コア会議3回を実施予定。	健康づくり課 障害福祉課 障がい者総合サポートセンター
	地域包括支援センターにおける総合相談支援	地域住民の心身の健康の保持、増進及び生活の安定のため、高齢者の総合相談、権利擁護、介護予防マネジメントなどの業務を行っている。	相談件数 201,429件 権利擁護件数 5,996件 介護支援専門員 17,753件	高齢者の相談窓口となっている地域包括支援センターの相談事業等により、高齢者やその家族の様々な不安や悩みの解決に向け、ひきこもりの家族の課題を含めて、健康政策部と連携して対応する。	高齢者の総合相談窓口として、あらゆる相談に丁寧に対応することが自殺防止につながると考えられ、更なる対応力の向上に努める。	継続実施	高齢福祉課
生活 困窮者	生活困窮者への支援	経済的に困り、生活・仕事・住まいのことで悩んでいる方のための相談窓口、「大田区生活再建・就労サポートセンターJOBOTA」を委託で実施する。	○精神保健福祉士の相談支援員について5人配置した。 ○相談員支援のため、精神科医のスーパーバイザーを非常勤で配置した。 ○相談支援員延べ9人がゲートキーパー養成講座を受講した。 ○相談支援員1人が東京都の実施する課題別研修（自殺念慮の高い方への支援）を受講した。	悩み事を相談員が受け、課題を整理し、解決方法をともに考え、一人ひとりの状況にあった就労支援や就労準備支援、家計改善支援などを行うことで、問題解決を支援する。	複雑・多様化する相談に対し、一人ひとりの状況にあった支援を的確に行うためには、相談支援員の能力向上が課題となっている。	アウトリーチと寄り添い型支援を実施する。 ゲートキーパー講座や研修等への相談支援員の参加を促進する。	蒲田生活福祉課（自立支援促進担当）
	生活保護受給者の支援	家庭訪問や所内相談時に、自殺のサインが発せられていないか留意して面談を行い、必要に応じて生活保護受給者とメンタルケア支援員との面接機会を設定し、自殺の防止と対応を行っている。	メンタルケア支援員による生活保護受給者との相談面接件数 2,100件	職員の能力向上のため、メンタルケア支援「自殺予防」の課内研修を行う。また、ゲートキーパー講座への積極的な参加を促す。	医療機関や区の関係機関との連携の強化が必要である。	継続実施	生活福祉課
	多重債務110番	多重債務者等債務問題を抱える方向けの消費生活相談を実施する。各回のいずれか一日においては無料弁護士相談を実施する。	年2回 延べ4回 第1回 令和4年9月5日、9月6日（相談5件） 第2回 令和5年3月6日、3月7日（相談3件）	消費者金融やクレジットカードの利用のしすぎで、返済に困った多重債務者等の弁護士相談等を実施し、債務の悩みの解消を支援する。	弁護士相談を設置していない日の相談件数が0件と少ないため、気軽に電話で相談できる窓口があることを強調する必要がある。	引き続きポスター掲出やチラシ配布を行うとともに、実施時期に合わせてツイッターやホームページを作成し事前周知を行う。	地域力推進課
	奨学金貸付事業	就学するための費用を支払うことが困難な者に対し必要な学資金を貸付けることにより、有用な人材を育成する。	貸付者数：631人 貸付金額：308,286,000円	返還が困難な方に対して、生活状況の聞き取りを行い、分割納付相談を行っている。また、要件に当てはまる方には返還猶予を案内している。状況によっては、大田区生活再建・就労サポートセンター（JOBOTA）や無料法律相談等を案内している。	分割納付等の相談が可能なことや、返還猶予制度について引き続き案内、周知が必要である。	返還が困難な方に対し、生活状況を聞き取り、償還期限内で返還できるような分納計画を立てることを促す。	福祉管理課
	応急小口資金貸付事業	応急に必要とする費用の調達に困難な者に対し、小口資金を貸付けることによりその生活の安定と生活意欲の増進を図る。	貸付件数 11件 貸付金額 1,170,000円	返還が困難な方に対して、生活状況の聞き取りを行い、分割納付相談を行っている。また、要件に当てはまる方には返還猶予を案内している。状況によっては、大田区生活再建・就労サポートセンター（JOBOTA）や無料法律相談等を案内している。	一時的な資金の調達が困難な者への貸付であるが、月々の収入が不安定な者も多く、返済が滞りやすい状況がある。	新型コロナウイルスの影響から減収したり、失業した借受人に対し、分納相談を積極的に行い、無理のない返済方法を共に考えていく。	福祉管理課

分野	事業名	事業概要	令和4年度実績	自殺対策（生きる支援）につながる取り組み			担当課
				内容	今後の課題	令和5年度の取り組み	
ひきこもり	ひきこもりの方への支援	ひきこもりの悩みをかかえる本人や家族のための相談窓口「ひきこもり支援室SAPOTA」を委託で実施する。	新規相談件数 175件 アウトリーチ支援 129件	生活困窮者自立支援法及び社会福祉法に基づき、地域社会からの孤立が長期にわたる者（ひきこもり等）の自立に向け、アウトリーチも含めた継続的な支援を行う。	多様化・複雑化していく相談に対応し、適切な支援を提供するため、関係機関との連携を強化していく。	相談者の抱える多様な問題に対して、区関係部局や外部関係機関との連携を行う。 支援を求めることが困難な当事者や家族に対して、相談のきっかけ作りの方法として、地域庁舎等で出張相談会等を実施する。	蒲田生活福祉課（自立支援促進担当）
雇用・働き方	労働者向けメンタルヘルスについての普及啓発	中小企業が集まる機会や場所に出向き、メンタルヘルスについての普及啓発を行う。	健康経営事業所に向けた出張健康教育のコンテンツにこころの健康とゲートキーパーを追加して依頼があった際に対応できるように整備し、4事業所へ実施した。	メンタルヘルスの啓発により、勤労者や雇用主がこころの健康づくりへの関心を高め、ストレスなどに早期に対応する。	区内勤労者向けにどのようにアプローチするか検討していく。	ハローワークなど関係機関との連携を検討する。	健康づくり課
	職員へのメンタルヘルス研修及びメンタルヘルスに関する職場研修などの支援	区職員へのメンタルヘルス研修及びメンタルヘルスに関する職場の自主活動の支援などを行う。また、新規採用者への健康・生活面のフォロー面接、病気休暇者・退職者への定期的なフォロー面接、高ストレス者等の希望者への健康相談などの個別対応を行う。	○メンタルヘルスラインケア研修の実施（修了者49人）、新任職員研修でメンタルヘルスに関するパンフレットを配布（受講者：前期149人後期145人）新任技能長研修でメンタルヘルスに関する研修を実施（修了者3人） ○ゲートキーパーに関する講義を各職層研修等にて実施（新任研修後期145人、係長職昇任準備研修65人、主任昇任準備研修 88人、メンタルヘルス研修 49人） ○メンタルヘルス対策として、健康教育・病気休暇・退職者・高ストレス者への面接フォローを実施。新規採用者には健康・生活面のフォロー面接を実施。 健康相談室相談件数 延べ2,299人	職員にメンタルヘルスに関する知識を啓発するとともに、職員に個別相談を実施することで、こころとからだの不調に早期に対応する。	ゲートキーパーの人材開発 職員一人ひとりが自殺や自殺予防に関する知識を正しく理解し、自殺のサインに気付けるように、メンタルヘルス推進員を中心にラインケアの観点からゲートキーパーの知識を習得させる。また、その知識を各所属に周知させることによって、ゲートキーパー養成に繋げられるようにする。	○引き続き、メンタルヘルス研修や自主活動支援を行っていく。また、今年度から新たにメンタルヘルス・ラインケア研修を実施する予定である。ゲートキーパーについてもeラーニングで実施し、メンタルヘルス推進員に自殺や自殺防止に関する知識を習得させる。 ○職層研修（新任研修、主任昇任準備、係長級昇任時、技能主任昇任準備及び新任技能長）でメンタルヘルスに関する研修を行い、セルフケアやラインケアの考え方を習得させる。 ○健康管理室にて、産業医面接、保健師面接等で適宜、適切な支援を行い、症状改善や予防に努める。 ○自殺につながる過重労働者の予防管理を引き続き行っていく。	人事課
妊産婦	産後うつ相談（EPDS）	乳児と母の心身の状況や養育環境を確認して相談支援や育児情報の提供を行うため、保健師または助産師が生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問する。	(大森) 産婦訪問数：1,462人 うちEPDS実施者：1,439人 うち産後うつ病と診断：2人	訪問時にEPDS（産後うつスクリーニング）を実施し、ハイスコアの対象者に電話や訪問による個別相談を行う。これにより、うつ病を早期に発見し、必要な支援につなげる。	カンファレンスで方針を話し合い、事業（フォロー教室や精神保健福祉相談）を活用しながら個別支援を行う。	継続実施	地域健康課
			(調布) 産婦訪問数：1,174人 うちEPDS実施者：1,158人 うち産後うつ病と診断：2人		育児不安、産後のメンタルヘルスに問題をきたす恐れのあるハイリスク妊婦に妊娠期から子ども家庭支援センターとも連携し、継続的に支援する。	とうきょう子育て応援パートナー事業が開始。	
			(蒲田) 産婦訪問数：1,172人 うちEPDS実施者：1,134人 うち産後うつ病と診断：なし		妊娠・出産・育児へとつながる切れ目のない支援の推進を図る。	100%の訪問率を目指し、継続実施。	
			(粕谷・羽田) 産婦訪問数：527人 うちEPDS実施者：525人 うち産後うつ病と診断：2人		周産期メンタルヘルス専門医療機関が少なく、精神保健福祉相談の活用を含め、医療が必要な産婦を受診につなげるための体制づくりが必要である。引き続き妊娠期の情報を生かし、ハイリスクな産婦には早期に必要な支援を行う。	継続実施	

分野	事業名	事業概要	令和4年度実績	自殺対策（生きる支援）につながる取り組み			担当課
				内容	今後の課題	令和5年度の取り組み	
子ども	日常相談	利用者からの相談に応じているとともに、職員からも声かけを行う。必要に応じて、関係機関を紹介し、連携する。	自殺に繋がる深刻な相談はないが、不安を抱えている相談に関しては、日々対応している。 ・保護者からの相談 34,076件 ・児童からの相談 20,238件 (94施設合計54,314件)	利用者にとって身近な施設として、常に相談を受けられる体制を整える。	相談に応じる職員が、適切な対応を行えるよう、相談対応の研修等によりスキルアップを図り、関係機関を把握し連携することが、より重要である。	児童館が地域の身近な子育て相談窓口であることを周知するため、チラシの配布を行うとともに、ゲートキーパ講座等の研修を積極的に活用し、職員の相談対応スキルの向上を図る。	子育て支援課
	子どもと家庭に関する総合相談	子どもと家庭に関するあらゆる相談を、関係機関、保護者および児童本人から受ける。	相談件数 3,580件	被虐待相談、養護相談の中に、児童の自殺企図・自殺念慮が見られることがあり、自殺防止対策となる。	要保護児童対策地域協議会ネットワークの一層の強化を図る。	実務者会議等で検討する。本人向けの啓発を強化する。	
	児童虐待対策	虐待防止支援訪問、医師会とのケースカンファレンス、児童精神科医による専門相談などを行う。	虐待防止支援訪問 2,517件 医師会とのケースカンファレンス2回 児童精神科医による専門相談11回	被虐待児への支援そのものが、生きるための支援となる。	要保護児童対策地域協議会ネットワークの一層の強化を図る。	保健師の配置を継続する。職場内研修を実施する。	
	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ・休日デイサービス事業）	保護者の傷病、育児不安、出産、介護、冠婚葬祭、出張等の理由で児童の養育が一時的に困難を生じた場合に、児童福祉施設において一時的に養育を行っている。	利用者数 ショートステイ 691人 トワイライトステイ 1,289人 送迎サービス 1,456人 休日デイサービス 479人	子どもの一時預かりは、家族の状況や保護者の抱える問題・悩みを察知し、必要に応じて支援を提供していくための契機となり得る。	保護者が児童を養育することが困難になった場合に備え、ニーズの変化にも対応していく。	ニーズの変化に対応しながら、現在の体制を継続していく。	
	ファミリー・サポート・センター事業	育児の手伝いをしてほしい方（利用会員）と育児の手伝いをしたい方（提供会員）を結ぶ会員性の育児支援ネットワーク。事務局が援助活動をバックアップし、双方の要望を調整する。	利用会員数 2,614人 提供会員数 563人 両方会員数 39人 援助活動件数 9,094件 提供会員養成講座 4回修了者数 67人	会員を対象に、養成講座を実施することで子育てに関する悩みや心のケアについての理解が深まり、必要時には専門機関の支援につなげるつなぎ役や、気づき役の役割を担えるようになる可能性がある。	全ての利用会員の要望を満たすためには、提供会員の数が不足している。今後も引き続き、提供会員の確保に努める。	提供会員を確保するため、提供会員を育成する養成講座を、計画どおり年4回開催する。	
	子育てひろば事業	0歳から3歳のお子さんと保護者が親子でゆったり過ごしなが、子育ての不安や悩みを気軽に相談できる場所。親子同士の交流や情報交換もできる。	利用者数延40,617人 相談件数8,875件 事業実績ベビーマッサージ 9回 オンラインベビーマッサージ 3回 育児相談（保健師・歯科衛生士・栄養士）31回 手洗い講習会 4回 卒乳講習 8回	周囲に親類・知人がいない場合、子育てに伴う過度な負担が夫婦（特に妻）にかかり、自殺のリスクが高まる恐れもある。保護者が集い、交流できる場を設けることで、そうしたリスクの軽減を図るとともに、危機的状況にある保護者を発見し早期の対応につなげる接点にもなりえる。	より一層の関係機関との連携と気軽に足を運んでもらえる場所としてのPRの強化を図る。	子育てひろばチラシを活用し、より多くの保護者に子育てひろばでの相談を周知する。保護者同士の交流をサポートし、育児の負担感や孤立感の軽減を図る。	
	学校生活調査	区立小・中学校の児童・生徒の学校生活における状況を把握し、生活指導に生かす。	年2回（6月、11月実施） 小学校第4学年～第6学年全児童 中学校第1学年～第3学年全生徒	児童・生徒の学校内における一人一人の生活状況を把握し、個人面談、学級への全体指導に活用する。	調査結果をさらに有効活用し、生活指導の充実を図る必要がある。	生活指導主任会の地区別協議会において、学校間の活用状況について意見交換を行い、自校の取組に生かせるようにする。	
学級集団調査	区立中学校の生徒の学級内における状況を把握し、生活指導に生かす。	年2回（6月、11月実施） 小学校第3・4学年全児童 中学校第1学年～第3学年全生徒	生徒の学級内における一人一人の状況を把握し、個人面談、学級への全体指導に活用する。	調査結果の迅速な分析のために、教員のさらなる理解促進を図る必要がある。	一人1台端末を活用したWEBQUによる調査を対象学年を小学校第3学年～第6学年全児童と中学校第1学年～第3学年全生徒に実施するとともに、教員に対する理解促進研修を2回実施する。	指導課	
SOSの出し方に関する教育	東京都教育委員会作成の「SOSの出し方に関する教育を推進するための指導資料DVD」を活用して様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育を行う。	区立全小・中学校で実施	児童・生徒が不安や悩みを抱えたままにせず、他者に相談をもちかけることの大切さを伝える。	全校の子どもへの授業についても、適切な時期を指定し、確実に実施する必要がある。	ODVD教材を活用した授業は、小学校第6学年、中学校第3学年を対象に、夏季休業期間前に悉皆で実施 ○適切な援助希求行動ができるようにする指導は、区立全小・中学校で全ての子どもを対象に実施		

分野	事業名	事業概要	令和4年度実績	自殺対策（生きる支援）につながる取り組み			担当課
				内容	今後の課題	令和5年度の取り組み	
子ども	教育相談室	子どもの悩み（いじめ・不登校・学習・進路・友人関係等）について、教育相談員・心理相談員が本人や保護者からの電話相談、来所相談、メール相談に対応している。また、家庭における養育上の困難、経済的困窮等の課題があるとみられる児童・生徒及び保護者に対し、スクールソーシャルワーカーが対応する。	教育相談件数15,053件 うち、スクールソーシャルワーカー対応件数3,158件	いじめ・不登校・学習・進路・友人関係など、児童・生徒が抱える様々な悩みを、教育相談員、心理相談員、スクールソーシャルワーカーなどの専門家が受ける。	新型コロナウイルス感染症まん延後の社会状況や生活環境の変化等に大きな影響を受けている児童・生徒や保護者に寄り添った相談を丁寧に行う。	電話・来所等による丁寧な相談・支援、学校訪問による学校との情報共有や対応の相談、子ども家庭支援センターや児童相談所との連携を深めることにより、児童・生徒や保護者の支援を行う。	教育センター
	スクールカウンセラー	区立小中学校に勤務し、児童・生徒及び保護者、教職員からの相談に応じる。事件・事故が発生した場合、児童・生徒・教職員の心理面でのケアをする緊急対応体制の充実を図る。	スクールカウンセラーの相談件数60,210件	スクールカウンセラーが、児童・生徒、保護者、教職員からの様々な悩みを聴き、校内対応等における心理面での支援を行う。	新型コロナウイルス感染症まん延後の社会状況や生活環境の変化等に大きな影響を受けている児童・生徒や保護者に寄り添った相談を学校内で丁寧に行う。	校長等の学校管理職、教員、保護者と連携を取りながら、学校での過ごしにくさを感じている児童・生徒の心に寄り添った支援を学校内で行う。	
	(令和5年度から廃止)要支援家庭等対策委員会	支援が必要な家庭に対して、自殺の予防的取り組みを横断的、多面的に実施するため、各部局における取組の相互理解と連携強化を図る。	子どもやその家庭が抱える課題は複合・複雑化する傾向にあるため、そうした課題に対する部局間の連携による包括的な支援を行う体制づくりについて検討した。	/	/	複合的な課題のある家庭への支援については、重層的支援会議等を活用し、関係機関との連携による包括的な支援に取り組んでいく。	
	子どもの貧困対策に関する意識啓発	自殺の原因となり得る子どもの貧困の現状と、区が取り組んでいる「おおた子どもの生活応援プラン」への理解を深め、地域における支援の広がりを実現するため、地域講座などを開催する。	○「おおた子どもの生活応援プラン（令和4年度～8年度）」概要版を発行した。 ○子どもの生活応援に資する活動に取り組む地域団体等との意見交換の場とする「地域とつくる支援の輪プロジェクト」を実施した。（定例会4回、分科会2回、全体会1回） ○NPO・区民活動フォーラムに出展し、地域とつくる支援の輪プロジェクトの周知・広報を通じて「社会的包摂」の理解促進を図った。	おおた子どもの生活応援プラン推進における重要な考え方である「社会的包摂」の啓発を行うことで、貧困対策に取り組む。	・幅広い層への周知・広報や、関係機関等とのつながりづくりが課題となっている。 ・地域との意見交換の場等で見えた課題について、具体的な取組みにつながる仕組みづくりが課題となっている。	○区報等による広報を通じて、第2期「おおた子どもの生活応援プラン」及び「大田区子ども生活応援基金」の周知を行い、子どもの貧困対策に関する意識啓発を引き続き行う。 ○「地域とつくる支援の輪プロジェクト」において、区・社協・地域団体の連携をより一層強化し、福祉部以外の区関係所管をはじめ、活動団体や個人の支援の輪をさらに広げていく。 ○子どもの声を直接聴く機会を設けるとともに、具体的な事例や課題等の共有することにより、地域における子どもの見守り機能を強化する。	福祉管理課（子ども生活応援担当）
若者	インターネットを活用した自殺防止相談事業	生きづらさを抱えた若年者が自殺等に関するキーワードを検索した際、検索連動広告を活用し、メール相談及び電話・対面相談を実施し、自殺を未然に防止する。	新規相談者 109件 広告表示回数 120,082回 広告クリック数 7,600回	生きづらさを抱えた若年者が自殺等に関するキーワードを検索した際、検索連動広告を活用し、メール相談及び電話・対面相談を実施し、自殺を未然に防止する。	社会情勢をふまえ、失業、虐待、感染症対応等に関するキーワードを追加し、相談者が必要な相談窓口につながるよう、広くアプローチする。	継続実施	健康づくり課
	大学などとの連携によるメンタルヘルス・ゲートキーパー講座	若年者対策の一環として、大学生を対象に、メンタルヘルスとゲートキーパーに関する講座を実施する。	新型コロナウイルス感染症の影響で、大学からの依頼はなく実施していない。	大学生などが自分のメンタルヘルスの不調に気づき、セルフケアできること、自殺の現状とゲートキーパーの役割を理解することなどが期待できる。	区内の高校や大学・専門学校などに対して働きかけていく。	区内大学の新生児に対し、出前講座を実施する。	健康づくり課

分野	事業名	事業概要	令和4年度実績	自殺対策（生きる支援）につながる取り組み			担当課
				内容	今後の課題	令和5年度の取り組み	
高齢者	高齢者ほっとテレフォン （高齢者夜間・休日電話相談）	区役所が閉庁している時間帯に、高齢者の介護や福祉に関する相談を受ける。	相談件数：1,182件	高齢者の様々な不安や悩みの解決、軽減が期待できる。	当該事業について、更なる周知が必要である。	区報やホームページ、区民向けの印刷物等により広報し、区民への浸透を図る。	高齢福祉課
	見守り支え合いネットワーク事業	高齢者の見守りキーホルダー事業を推進するとともに、セミナーなどにより、高齢者の見守りに関する普及啓発、関係機関との連携を図り、地域での見守りを強化する。	見守りキーホルダー新規登録件数3,938件、照会件数306件見守りチェックシート5,000枚配布高齢者見守り推進事業者48社	高齢者を見守る地域づくりにより、孤立化防止等が期待できる。	ひとり暮らしや認知症等で見守りが必要な高齢者が地域から孤立しないよう、区、地域包括支援センター及び関係機関が連携し、区民への事業周知に努めることが必要である。	継続実施	
	高齢者・障害者の支援等での個別支援業務	高齢者に対する個別援護事務	高齢福祉に関する相談延べ件数24,434件（4地域福祉課）	孤立や健康問題が自殺につながる要因となりうるため、日々のきめ細やかな相談対応を徹底する。そして、個別支援会議や複合課題対応において、関係機関と連携を図り対応していく	セルフネグレクト、未治療の精神疾患、介護者不在等、支援が必要な高齢者が支援につながりにくい現状がある。	継続実施	
障がい者	自立訓練(生活訓練)	障がい者が自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などの支援を行う。通所形式だけでなく、自宅を訪問して行うこともある。訓練期間は原則として2年間。	通所や訪問による訓練を通して生活スキルを高め、自分らしく生きていくようサポートを行った。 ○定員1日あたり10人	少しでも自立した生活を送れるよう支援することで、障がい者がより自分らしく生きるための支援につながる。	生活力を高めることができるよう、支援者が実践的な訓練を提供する技術が必要。加えて、通所途中で辞めてしまわないような適切なフォローが必要。また、訓練終了後を見据えたアプローチも求められる。	少しでも自立した生活を送れるように、通所を続け、継続して訓練を行えるよう支援していく。また、訓練期間終了後の他支援機関や地域への移行を丁寧に行っていく。	障がい者総合サポートセンター
	障害者相談支援事業	障がい者からの相談に応じ情報提供及び助言等必要な支援を行う。	通所や訪問による訓練を通して生活スキルを高め、自分らしく生きていくようサポートを行った。 相談延べ件数 19,492件	福祉サービスの利用や社会資源の活用等、障がい者が自分らしい生活を送るための支援を行う。	個々の障がい特性に配慮した助言・支援が求められる。	関係機関と連携し、福祉サービスの利用や社会資源の活用等、障がい者が自分らしい生活を送るための支援を行う。	
	身体障害者（児）及び知的障害者（児）に対する個別援護業務	身体障害者（児）及び知的障害者（児）に対する個別援護業務	障害者福祉に関する相談件数（身体関連）20,700件（4地域福祉課） 障害者福祉に関する相談件数（知的関連）12,969件（4地域福祉課）	個別援護事務における相談や調査の中で、自殺念慮を持つ対象者を早期発見するとともに適切な対応を図る。	支援者会議等において関係者間で情報共有を図り、複合的な課題については関係機関が連携し、各々の役割分担を明確にしたうえで一体的なチーム支援を行うことが必要である。	地域福祉課職員が自殺（対策）への理解を深め、自殺念慮者の早期発見・未然防止につなげられるよう、ゲートキーパー講座への積極的参加を促していく。	
総合相談	広聴相談窓口	区政及びその他の様々な意見・要望、相談、問い合わせ等を「区民の声」として受け、区の所管課や専門相談、専門機関等を案内する。	受付方法窓口、電話、メール、文書等合計14,328件	家庭内での悩みや金銭トラブルなど、自殺につながりかねない相談について、迅速、丁寧に適切な相談窓口に取り次ぐ。	自殺対策に関する支援策や相談窓口を理解し、相談者に寄り添った対応を図ることが必要である。	支援策等の情報共有や所管課等との連携、研修受講等を通じ、職員の窓口対応力の強化を図る。	広報広聴課
	専門相談	日常生活上の法律、不動産取引、登記、公証、人権・身の上、税務、健康、行政、社会保険労務等の問題に対し、専門家が無料で助言を行う。	法律相談件数合計 3,046件	相談員が専門家としての見地から必要な助言を行う。	気軽に専門家からの助言が受けられる相談窓口として、更なる周知を図っていくことが必要である。	区報、ホームページ、くらしのガイド等を通じて事業の周知を図っていく。	
人権	人権推進事業	「基本的人権の尊重」についての啓発や、相談先の周知を行う。	人権啓発パネル展（12回延べ139日） 区報人権特集号（12/5号 14万部発行） 区立小学校5年生へ啓発冊子配布 区立小学校6年生へ啓発冊子配布	人権に関する普及啓発や、東京いのちの電話など相談先の周知を行う。	効果的な周知啓発のため、様々な機会をとらえ、関係機関と連携しながら幅広く行っていくことが必要である。	引き続き、人権啓発活動の中で「基本的人権の尊重」や「命の大切さ」の啓発や相談先の周知を行っていく。 ○人権啓発パネル展の実施 ○区報人権特集号の発行 ○区立小学校5年生へ啓発冊子配布 ○区立小学校6年生へ啓発冊子配布（予定）	人権・男女平等推進課